

# ○大府市上下水道事業公共工事前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市上下水道事業会計規程（昭和52年大府市水道事業規程第2号）第33条に基づき行う公共工事前金払について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる公共工事)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事で、1件の契約金額が500万円以上のものとする。

(前金払の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が予算執行計画上、資金の不足の生じるおそれのあると認めるときは、前金払をしないものとする。

(前払金の額)

第4条 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用に相当する額として必要な経費に係る前払金の限度額は、契約金額に10分の4を乗じて得た額とする。

2 土木建築に関する工事の設計及び調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量の前払金の限度額は、契約金額に10分の3を乗じて得た額とする。

(中間前金払)

第5条 前条第1項に掲げる工事で次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、既にした前金払に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前払金の限度額は、契約金額に10分の2を乗じて得た額とする。

(前払金等の端数整理)

第6条 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）の請求金額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2年度以上にわたる契約における前払金等)

第7条 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前払金等は、当該契約に基づく各会計年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

- 2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前払金等は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うことができる。
- 3 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前払金等は、当該契約に基づく各会計年度の債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。
- 4 第1項及び前項の場合における2年度以降の前払金等については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(前金払の明示)

第8条 前金払の対象となる公共工事については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しその旨を明示するものとする。

(部分払)

第9条 請負者は、同一の契約において中間前金払又は部分払のいずれか一方を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、中間前金払をした工事についても部分払ができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 債務負担行為又は継続費に係る特例として、当該年度の支払限度額の年割額（最終年度に係るものを除く。）に係る部分払については、その年割額に対応する工事出来高が当該年割額の9分の10を超えた場合 当該年度の支払限度額を限度として算定して得た額

- (2) 中間前金払をした工事が、契約金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等請負人の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される場合 次の算式より算定して得た額

工事出来高金額×(9/10 - 前払金額/契約金額) - 中間前払金額

(前払金の請求)

第10条 前払金の支払を受けようとする者は、契約締結後速やかに前払金請求書（第1号様式）に法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）及びその写し1通を添付して、市長に提出するものとする。

(前払金の支払)

第11条 市長は、前条の前払金請求書を受領した日から15日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前払金の請求等)

第12条 中間前払金の支払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前金払認定請求書兼履行報告書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前金払認定・却下調書（第3号様式）により認定を請求した者に通知するものとする。

- 3 中間前払金の請求ができる要件を備えていると認定された者は、前項の規定による認定の通知を受けた後速やかに、中間前払金請求書（第4号様式）に保証証書を添付し、市長に提出するものとする。

4 中間前払金の支払については、前条の規定を準用する。

(契約金額の変更に伴う前払金等の増減)

第13条 契約金額を著しく増額した場合には、増額後の契約金額に対し第4条に規定する率により計算した額（中間前払金の支払を行っているときは、増額後の契約金額に対し同条に規定する率により計算した額及び増額後の契約金額に対し第5条第2項に規定する率により計算した額の合計額）から支払済みの前払金（中間前払金の支払を行っている場合には、中間前払金を含む。以下この条において同じ。）を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を行うことができる。この場合において、前払金の請求及び支払の方法については、第10条及び前条の規定を準用する。

2 契約金額を減額した場合には、支払済みの前払金の額が第4条第1項に規定する公共工事にあつては減額後の契約金額の10分の5（中間前払金の支払を行っているときは10分の6）、同条第2項に規定する公共工事にあつては減額後の契約金額の10分の4を超えているときは、その超過額を返還させることができる。

(前払金等の返還)

第14条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金の支払を受けた公共工事以外の目的に前払金を使用した場合
- (2) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
- (3) 前払金の支払を受けた公共工事の契約が解除された場合

2 前項の規定により前払金を返還する場合には、前払金の支払を受けた日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までの期間の日数に応じ、返還すべき前払金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて得た利息を付して、市長の指定する期日までに返還しなければならない。

- (1) 前項第1号の場合 市長がその事実を知り得た日
- (2) 前項第2号の場合 当該保証契約が解除された日
- (3) 前項第3号の場合 前払金の返還の日

3 中間前払金の返還については、前2項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。